

第7回農業委員会総会(令和7年10月21日) HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆さまおはようございます。

只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので只今から令和7年度第7回農業委員会総会を開会致します。

会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

みなさん、おはようございます。10月も下旬になりました、北海道では雪が降っているということでございます。那須地域におきましては農作業も順調に進んでいると見受けます。今年の米の価格は最高の概算金ということです。高く販売できている事は喜ばしい事なのですが、米離れ等が起きて、来年度以降国は増産するということですが、価格が下がれば農家の方で増産するというのは難しいとは思いますが、今後とも農地が農地として利用されるような農業政策をやっていただきたいと思います。高市内閣で誰が農水大臣になるかまだ決まっていないようですが、そのような形で持続可能な農業ができるようにして頂きたいというふうに思います。

本日は午後も推進会議がございますので、引き続き宜しくお願ひしたいと思います。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

9番・平山貴典委員、10番・佐藤秀明委員の2名をご指名致します。宜しくお願ひします。

—報告第1号 農地法第4条第1項の規定による許可について(30a以下)—

議長

これより議事に入ります。それぞれの案件につきましては担当の委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願いします。

報告第1号「農地法第4条第1項の規定による許可について」事務局より説明願います。

事務局

(内野 つかさ)

2頁をお開きください。報告第1号の1番につきましては農地法第4条第1項の規定による許可申請を令和7年9月19日の総会に於いて許可相当とし令和7年9月26日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果許可相当の答申がありましたので、同じく令和7年9月26日付で会長専決により許可したものとなります。以上です。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長

(高久 和司)

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局

(内野 つかさ)

3頁をお開き下さい。

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から3番の3件でございます。

これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長

(高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。

1

(磯 由起子)

議案第1号番号1についての報告を申し上げます。

(譲渡人)豊原甲〇〇 Aさん

(譲受人)豊原甲〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)高齢により、農業に従事できなくなったため

(譲受人)父が高齢で農業が出来なくなつたため、譲り受けける

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は記載の通りです。

総合意見: 成沢集落にお住いの譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、生前贈与でございます。好ましい案件であると思います。以上でございます。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願い致します。

3

(薄井 久志)

議案第1号番号2について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人)伊王野○○ Cさん

(譲受人)伊王野○○ Dさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)経営規模縮小のため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 譲渡人は、記載では縮小するためとありますが、病気をして今まで働いていた代行運転業の仕事もままならなくなり、農家の仕事等自ら耕作が出来ないため、経営規模拡大を望んでいた譲受人が買い受けてくれて申請地を耕作してくれるため、農地も荒廃せず、好ましい申請と確認して参りました。以上報告致します。

議長

(高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2

(和知 伸子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。

何か質問等ございませんか。

- 8 (林 武信)
譲渡人は高齢であるし、病気で耕作が出来ないということですが、面積についてはかなり少ないようです。これが全部の農地ということですか。
- 3 (薄井 久志)
3月か4月頃に違う方の土地で売買になっています。違う方の土地は、その土地に近いまた別の方がやるようになっています。
- 議長 (高久 和司)
その他ございますか。
- 全員 一質問なし—
- 議長 (高久 和司)
質問なしの声がありますのでお諮り致します。
「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
- 全員 一異議なし—
- 議長 (高久 和司)
異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。
次に3番について担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。
- 7 (渡辺 毅)
議案第1号番号3についての報告を致します。
(賃貸人)高久丙〇〇 Eさん
(賃借人)那須塩原市〇〇 Fさん
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。
権利移転・設定の事由:(賃貸人)新規就農される方に貸し出すため
(賃借人)新規就農のため
賃借権の設定:年間××円
取得者の経営状況は、記載の通りでございます。
- 総合意見:** 賃貸人は現在農業を営んでおらず、申請地は休耕地になっていました。賃借人は新規就農を目指しており、令和5年度に那須塩原市の新規就農研修事業基盤コースを終了し、その後令和5年12月から現在まで当該地の近くである有機栽培農場で研修を続けています。積極的に農業に取り組んでいることから、好ましい案件と見て参りました。以上です。
- 議長 (高久 和司)
調査委員の佐藤秀明委員ご意見がありましたらお伺い致します。
- 10 (佐藤 秀明)
担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。

議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。 ご質問等ございませんか。
11	(渡邊 文夫) 作付けは何にするのですか。
7	(渡辺 肇) 事業計画書によりますと、初年度はジャガイモ、ニンジン、玉ねぎ、キャベツ、2年目からはそこにブロッコリーを加えたい、また、3年目からは更に大根も加えたいというような計画をされています。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	一質問なし一
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお詫び致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	一異議なし一
議長	(高久 和司) 異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。
—議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—	
議長	(高久 和司) 次に、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明願います。
事務局	(内野 つかさ) 5頁をお開き下さい。 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員は私ですので、私から調査の報告を致します。

12	(高久 和司) 議案第2号番号1について調査の報告を致します。 (貸人)高久甲〇〇 Gさん (借入)高久甲〇〇 Hさん・Iさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 農地区分:第1種 転用の事由:借人は現在、Iの実家に住んでいるが、妊娠・出産により家族が増え、手狭になったこと、農作業を指導する義父の近くに居宅が必要なこと等から、申請地に居宅を建築したい。 使用貸借権の設定) 期間:許可の日から20年間 転用の概要:一般住宅用地 ××m ² 資金計画:建築工事費 ××円 付帯工事費 ××円 その他諸経費 ××円 計 ××円 全額借入金 総合意見: 申請地は実家付近にある。本年8月25日に農業農振地域除外の申請を受けています。住宅建築の事業計画書も提出されており、計画通り事業が実施されると見込まれており、やむを得ない申請であると見て参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の佐藤秀明委員ご意見がありましたらお伺い致します。
10	(佐藤 秀明) 担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。
—議案第3号 非農地証明願について—	
議長	(高久 和司)

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

7頁をお開き下さい。

議案第3号につきましては、「非農地証明願について」1番から4番の4件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。

3 (薄井 久志)

議案第3号番号1について、調査報告を致します。

(願出人)伊王野○○ Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Kさん(願出人の子)

利用状況:50年以上山林原野の状態であり、現在に至る。

総合意見: 申請地は大子・那須線の大和須地区にあります。添付の地図を見て頂くとほとんどが山林になっており、申請地も山林の中にあります。まさしく非農地として確認して参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。

次に「非農地証明願」の2番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

- 4 (人見 浩)
議案第3号番号2について、調査報告を致します。
(願出人)湯本〇〇 Lさん
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。
所有者:Lさん 外2名
利用状況:30年以上山林原野の状態であり、現在に至る。
総合意見: 高齢の女性で管理維持が困難なため、やむを得ない申請であると思います。以上です。
- 議長 (高久 和司)
調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
- 9 (平山 貴典)
担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。
- 議長 (高久 和司)
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございますか。
- 全員 一質問なし—
- 議長 (高久 和司)
質問なしの声がございますのでお詫び致します。
「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。
- 全員 一異議なし—
- 議長 (高久 和司)
異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。
次に「非農地証明願」の3番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
- 3 (薄井 久志)
議案第3号番号3について、調査報告を致します。
(願出人)梓〇〇 Mさん
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。
所有者:Nさん(願出人の子)
利用状況:50年以上前から埋葬地として使われており、平成初期の頃から墓地として利用し、現在に至る。
総合意見: 50年以上前から埋葬地として使られておりました。地域で、お墓を作る前に一時そこへ埋葬していく、平成初期の頃からは墓地として利用するようになり、現在に至ります。まさしく墓地となっており、非農地として確認して参りました。以上です。
- 議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございますか。

全員 一質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、3番について証明することに決定致します。

次に「非農地証明願」の4番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。

3 (薄井 久志)

議案第3号番号4について、調査報告を致します。

(願出人)茨城県〇〇 Oさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Oさん

利用状況:昭和50年からゴルフ場のコースの一部として利用しており、現在に至る。

総合意見: 昭和50年の頃よりPカントリークラブというゴルフ場が開発され、南の2番からグリーンに行くちょうど中腹の辺りにあります。コースの一部として利用されており、まさしく非農地として見て参りました。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)

担当委員の意見に同意します。補足修正はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございますか。

全員 一質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の4番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、4番について証明することに決定致します。

—追加議案第1号 那須農業振興地域整備計画の変更について—

議長 (高久 和司)

追加議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

それでは追加議案書の2頁をお開き下さい。追加議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」は、1番、2番の2件でございます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和7年9月30日付で那須町長から農業委員会に対し意見聴取があつたものでございます。

除外が2件の農用地区域の変更申出書が提出されております。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「那須農用地区域の変更申し出(除外)の1番」について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願い致します。

4 (人見 浩)

追加議案第1号の1番について調査の報告を申し上げます。

変更区分:除外 高久丙 計×筆

用途区分:台帳 畑、田 現況 畑、田

面積:合計××m²

申出者:高久丙〇〇 Qさん

変更理由:一般住宅用地 (土地所有者 Rさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

総合意見:元々この土地はりんご畠としてかなり前から利用しておりましたが、申出者はこの土地を希望しております。

土地所有者であるRさん自身も高齢で、リンゴ経営も近い将来やめる予定のため、今回後継者であるお孫さんがそこに住むということで、やむを得ないと思われます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺いします。

10 (佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意を致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の1番について、承認することにご異議はございませんか。

全員 一異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番について承認することに決定致します。

次に2番について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

1 (磯 由起子)

追加議案第1号の2番について、調査の報告を申し上げます。

変更区分:除外 豊原乙 計×筆

用途区分:台帳 畑 、現況 畑

面積:合計××m²

申出者:寺子丙〇〇 Sさん

変更理由:一般住宅用地 (土地所有者 Tさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

総合意見:申請人は土地所有者であるTさんの長女の夫でございます。家族4人で借家住まいをしておりましたが手狭になってきました。親の面倒をみるということでございます。岸さん宅の近くで他の土地も何か所か検討したのですが、条件に会わず、本申請の至りました。やむを得ずながらも、とても好ましい案件として見て参りました。以上でございます。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺いします。

9 (平山 貴典)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の2番について、承認する事にご異議はございませんか。

全員 一異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、2番について承認する事に決定致します。

これをもちまして全議案が終了致しましたので、令和7年度第7回農業委員会総会を閉会と致します。